

第3節 安全で快適に暮らせるまち

1 環境保全対策の推進

(1) 自然環境

現況と課題

美しく調和のとれた自然は、町の誇りであり、後世に引き継いでいくことは、現代を生きる住民一人ひとりの責務です。

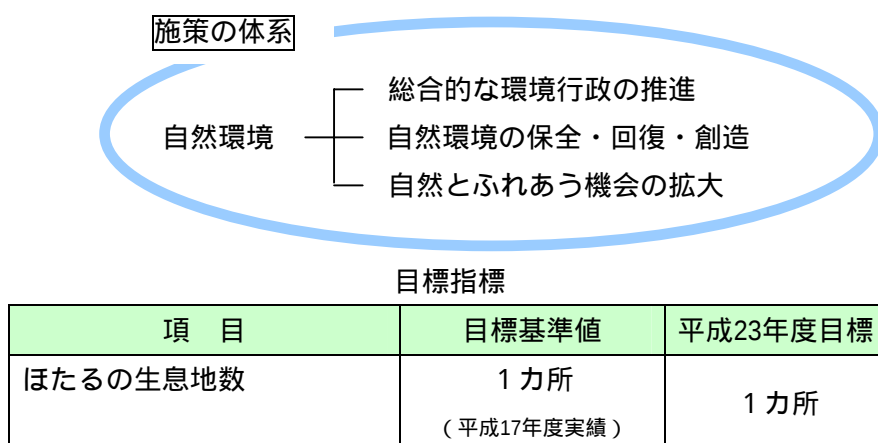
自然が持つ多面的な力は、人々の生活に多くの潤いを与えますが、生態系の循環システムは、その複雑さゆえ、一度壊すと簡単には修復し得ない性質を持っています。

こうしたことから、町では、平成12年度に「上里町環境基本条例」を、平成14年度には「上里町環境基本計画」を定め、自然環境保全に向けた行政、住民、事業者及び滞在者の役割分担の明確化を図るとともに、主体別・事業別・地域別の各配慮指針など、具体的な指針を定め環境保全への取り組みを進めているところです。特に、本町は水に恵まれた地であることから、平成17年度には「上里町清流再生計画」を策定し、ほたるの生息環境の保全など、水環境の保全・再生の取り組みを重点的に行っています。。

今後も、住民と行政が一体となり、無益な自然破壊を極力さけ、自然を持続的に保全し、失われた自然を回復、創造していく取り組みを進めるとともに、住民や訪問客が自然とふれあい、自然について学習する機会の拡大を図っていくことが求められます。

目標のイメージ

生態系や水など自然の循環メカニズムに対する保全措置がとられ、失われた自然が徐々に回復する、人と自然が共生するまちが実現しています。



主要施策

(1) 総合的な環境行政の推進

法制度の適切な運用

「上里町環境基本条例」と「上里町環境基本計画」に基づき、自然環境や地球環境の保全、生活環境の整備など、総合的な環境行政を推進するとともに、取り組みの進展にあわせ、適宜見直しを図ります。

環境管理システムの推進

国際標準化機構が定める I S O 14001 の標準に従い、P D C A サイクルを確立し、環境に与える有害な負荷を減少させる取り組みを進めます。

I S O 14001：環境に与える有害な負荷を減少させることを目的として策定された国際標準で、自治体や企業などの各組織が自ら定めた環境方針を経済的、技術的に可能な範囲内で達成することによって、各々に独自の方法で環境負荷の低減に自主的に取り組む事を求めている。

P D C A：計画（PLAN）を立て、実施・運用（DO）し、その結果を点検・是正（CHECK）し、更に次ぎのステップを目指した見直し（ACTION）を行うこと。

(2) 自然環境の保全・回復・創造

乱開発の防止

国土利用計画や各種規制に基づき、乱開発を防止し、計画的な土地利用に努めます。

生態系の維持

長年かかって培われてきた貴重な生態系の維持に向け、住民の協力を得ながら、環境指標種などの生育状況の継続的な調査・把握に努めるとともに、希少生物や在来種の保護や、外来種の移入防止など、必要な保全措置を図るとともに、動植物の生息地などの保全に努めます。

水環境の保全

生活排水の適切な浄化や、農薬・肥料の適正使用などを促進し、河川などの水質保全に努めるとともに、多自然型工法による水環境づくりと、ビオトープの整備などにより、多様な生物が棲み、人にとっても魅力のある水環境の保全・回復・創造を図ります。

(3) 自然とふれあう機会の拡大

積極的な情報発信

自然観察や自然保護などのイベントや学習機会などについて、広報やパンフレット、インターネットなどを通じて積極的に情報発信し、参加の拡大を図ります。

学習機会の拡大

ボランティア団体などと連携しながら、自然環境に関する学習会の開催など、学校教育、生涯学習での自然に関する学習機会の拡大を図ります。

人材の育成

関係機関との連携のもと、自然学習の指導者やボランティアなどの積極的な育成を図ります。

(2) 地球環境

現況と課題

二酸化炭素など温室効果ガスによる地球温暖化やフロンガスによるオゾン層の破壊など、複合的に進行する地球規模での環境問題が大きな課題となっています。

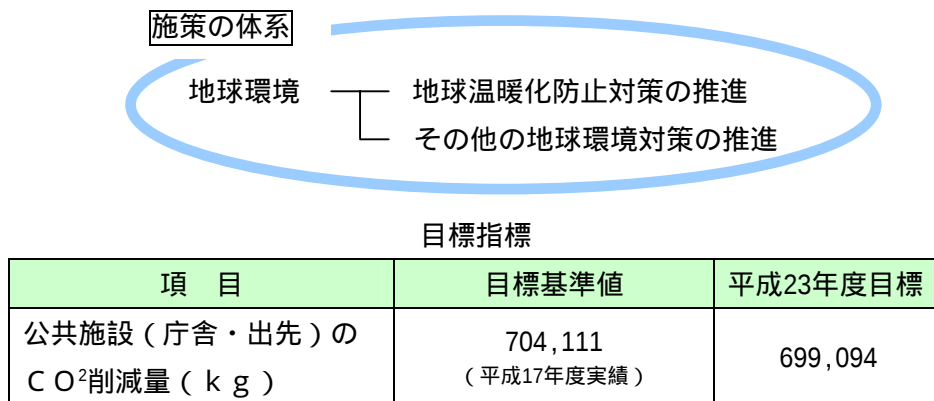
このような状況を打開するため、平成 4 年、リオ・デジャネイロで 183 の国と地域が参加する「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」が開催され、地球環境を保全して行くための具体的指針として「アジェンダ 21」が採択され、わが国においても、国別行動計画（ナショナルアジェンダ）が策定されました。

また、地球温暖化防止については、平成 4 年に気候変動枠組条約が採択され、平成 9 年の第 3 回締約国会議（京都会議）では、各先進国の温室効果ガス排出削減目標値が定められた京都議定書（わが国は平成 18～22 年までに対平成 2 年比で 6 %削減）が採択されています。

地球環境を取りまく諸課題の克服には、「アジェンダ 21」の基本理念である「地球的規模の思考と足元からの行動」を地道に実践して行くことが大切です。本町においても、住民一人ひとりの意識改革を促すとともに、企業等に向けての教育普及活動を一層推進し、実効性ある施策に取り組んでいく必要があります。

目標のイメージ

地球環境への負荷の軽減が図られた持続的発展可能な地球にやさしいまちづくりが実現しています。



主要施策

(1) 地球温暖化防止対策の推進

地球温暖化に関する啓発

広報、パンフレット、環境家計簿などの配布や、学校教育、生涯学習などでの地球温暖化に関する学習を通じ、温室効果ガスの排出の少ないライフスタイルの啓発を図ります。

地球温暖化防止対策実行計画の策定

行政自身が率先して地球温暖化防止対策に取り組み、民間の行動を促進するため、その行

動指針として、地球温暖化防止対策実行計画を策定します。

地球環境にやさしい移動手段の充実促進

ハイブリッドカーなどの低公害車の普及に努めるとともに、アイドリングストップや電車・バス・自転車の利用を促進します。

その他の温暖化抑制策の推進

街路樹の植栽や農地の確保などにより、温室効果ガスの吸収・固定を図るとともに、屋上の緑化、工場の緑化などの温暖化防止策にも努めていきます。

(2) その他の地球環境対策の推進

オゾン層保全対策の推進

フロンや臭化メチルなど、オゾン層破壊物質の代替物質への移行を促進します。

熱帯材の使用抑制

熱帯雨林木材の使用抑制、再生紙の利用促進など、熱帯雨林の保護に向けた取り組みを進めます。

国際環境協力の促進

N G OやN P O、個人などによる地球環境問題への取り組みを促進します。

ハイブリッドカー：電気とガソリンを動力にして、排気ガスが少なく、燃費が良い自動車のこと。

アイドリングストップ：自動車が走っていないときにエンジンが回っている状態をアイドリングと言い、不必要なアイドリングをやめれば、燃料の節約とC O²の排出が抑制できる。

(3) 公害防止・環境美化

現況と課題

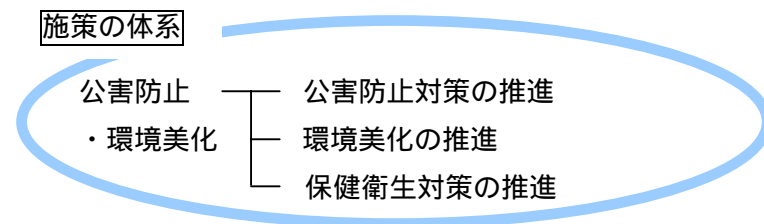
公害については、騒音、振動、悪臭、水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、地盤沈下が典型7公害といわれており、このうち本町では、下水道未整備地区での河川や用水路の水質汚濁、道路の騒音、振動、畜産業に伴う悪臭などがみられます。近年では、野焼きなどによるダイオキシン汚染やアスベストによる健康被害など新たな社会問題が発生しており、こうした問題への対策にも力を入れていく必要があります。

一方、身近な生活空間でのごみの不法投棄やポイ捨てについては、町では不法投棄防止のパトロールを強化するとともに、行政区長や環境衛生推進委員、警察などの協力を得て不法投棄の監視に努めてきました。散乱ごみや不法投棄のないきれいなまちづくりには、行政の力以上に地域住民の理解と積極的な行動が重要です。

今後も、地域単位の清掃活動や美化活動の一層の推進を図るとともに、家庭や学校、地域社会での環境美化教育の充実、監視活動の強化などを進めていく必要があります。

目標のイメージ

公害やごみ投棄のないまちで、快適で安全に暮らしています。



目標指標

項 目	目標基準値	平成23年度目標
年間公害等苦情発生件数	134件 (平成17年度実績)	100件
年間ごみ不法投棄処理件数	66件 (平成17年度実績)	50件

主要施策

(1) 公害防止対策の推進

騒音・振動の削減

交通騒音・振動に関して、適宜測定を行い、基準を超過する地点については、関係機関に適切な処置を講じるよう働きかけます。また、関係機関と連携しながら、工場・事業所等からの騒音・振動の監視・指導の強化に努めます。

水質汚濁の防止

町内河川の水質浄化を図るため、「上里町清流再生計画」に基づき下水道・合併浄化槽の整備・普及に努めるとともに、関係機関と連携しながら、家庭や工場・事業所等からの排水の監視・指導の強化に努めます。

大気汚染の防止

ダイオキシン類の発生源となる農業用プラスチックの野焼き防止の徹底を図るとともに、関係機関と連携しながら、工場・事業所、自動車等からの窒素酸化物、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質の監視・指導の強化に努めます。また、光化学スモッグ注意報などの速やかな情報伝達に努めます。

その他公害防止対策の推進

土壌汚染、地盤沈下、悪臭などその他の公害についても、関係機関と連携しながら、監視・指導の強化に努めます。工場・事業所と適宜、環境保全協定を締結するとともに、県等による公害発生源に対する立ち入り検査や改善指導に協力していきます。

(2) 環境美化の推進

美化活動の促進

子どもの時からの環境美化教育と、住民や事業者への啓発に努めるとともに、地域住民による町内美化活動を促進します。

監視体制の強化

行政区長や環境衛生推進委員、警察など関係機関の協力を得ながら、ごみの不法投棄に対する監視体制の強化に努めます。

空き地の適正な管理

空き地等の管理の適正な指導を行い、雑草除去など安全で衛生的な生活環境の維持に努めます。

(3) 保健衛生対策の推進

ペット対策の推進

狂犬病予防注射の促進を図るとともに、ペットの正しい飼い方などの啓発に努めます。

保健衛生対策の推進

関係機関との連携のもとに、害虫などの駆除・発生源対策に努めるとともに、飲食店、理・美容院、クリーニング店など、多くの人が利用する民間事業所の衛生的な環境基準の遵守を促進します。

2 景観の保全・形成

現況と課題

上里町は、秩父連山・上毛三山を望む美しい田園景観のまちです。しかし、宅地開発や耕作放棄などにより田畑や雑木林が減少するとともに、スプロール化も進み、散乱ごみや景観を壊す広告物なども見られます。

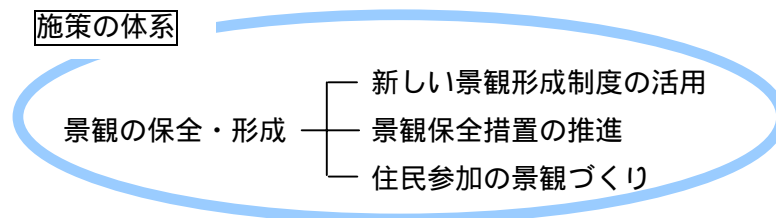
また、都市化が進む市街地では、多様な素材や色彩・デザインの建築物や設置物が混在し、統一のとれた落ち着いた景観形成の阻害要因となっています。

市町村の景観行政については、これまで屋外広告物法に基づく屋外広告物規制や都市緑地保全法に基づく緑化の促進が中心で、一部の市町村にみられる景観条例も罰則規定を設けることができない状況でしたが、平成 16 年 12 月に景観法が施行され、景観行政団体の指定(平成 18 年 3 月現在全国 211 市町村が公示・公示予定)を受けることにより、景観地区、景観協定、景観重要建造物、景観重要樹木の設定など、市町村の景観形成の権限が大幅に拡大しました。

本町では、50 年、100 年後に美しい景観を残していくため、景観法に基づく景観計画を策定し、景観法による手法も活用しながら、こうした景観づくりの取り組みを一層進めていくことが求められます。

目標のイメージ

上里らしい落ち着いたうるおいのある景観が保全・創造されています。



主要施策

(1) 新しい景観形成制度の活用

景観行政団体への移行

景観法による景観行政団体の指定を目指し、町全域の景観形成の基本指針となる景観計画の策定と規制誘導の根拠となる景観条例の制定に努めます。必要に応じ、景観計画に、建築についての届出・勧告や変更命令を行える景観計画区域の設定を目指します。

景観地区の設定

必要に応じ、町内に、建築物の形態・意匠、高さ、壁面の位置の制限などを定める景観地区を設定し、調和のとれた街並み景観の誘導を図るよう努めます。

(2) 景観保全措置の推進

自然景観の保全・創造

農地や林、水辺空間の保全に努めるとともに、遊休農地の活用や景観作物の栽培、ビオトープ（人間の生活環境に近いところで、安定した生態系を持つ多様な動植物の生息空間）の形成など、うるおいある自然景観の創造を図ります。

歴史的景観の保全

名木や古木、神社や寺の緑、屋敷林、史跡、歴史的建造物など、歴史的景観の保全を図ります。

景観に配慮した開発の促進

周辺の景観に与える影響が大きい建築や開発、特殊な施設の設置にあたっては、景観形成のための適正な指導、助言に努めます。

公共事業の景観への配慮

公共建築物の建設、道路や橋梁などの整備、河川の改修などにあたっては、周囲の景観に調和した統一的なデザイン・色彩の導入や、多自然型工法の採用、緑化、コンクリートの被覆などに努め、民間の景観への取り組みをリードします。また、国・県等の公共事業についても、地域の景観に十分配慮するよう、要請していきます。

屋外広告物の適正配置の促進

屋外広告物の設置にあたっては、街並みに配慮した統一的なデザイン・色彩による看板づくりを促進します。また、住民の協力を得ながら、違反広告物や、周囲の景観にそぐわない広告物の撤去に努めます。

(3) 住民参加の景観づくり

地区ごとの景観づくりの促進

地区ごとに景観づくりのテーマを決め、地区の特色を生かしながら、自然と調和した景観づくりを促進します。そのために、可能なところから、住民による「地区計画」「地区協定」「建築協定」「景観協定」などの導入を検討します。

景観整備機構の指定

町内・近隣のNPO法人や公益団体を、景観計画に基づく景観整備機構として指定することを検討し、行政とともに景観形成を担う主体として、活動の促進に努めます。

花・木を活かしたまちづくりの推進

種苗や苗木の配布、花いっぱい運動の促進などにより、花を活かした景観形成を進めます。また、住民が自宅の庭を開放し、園芸を通じて訪問者との交流を行うオープンガーデン運動を促進し、新たな観光資源として活用を図ります。

緑のネットワークの形成

公園・緑地や河川・水路、農地、神社や寺院の林、屋敷林、街路樹、庭木など、公共空間、私的空間、半公共空間それぞれの役割を果たした、まちじゅう緑のネットワークの形成に努めます。そのために、公園の整備など公共空間の緑の拡大事業を推進するとともに、ブロック塀の生垣化など、私的空間、半公共空間の緑化を促進していきます。

3 環境衛生対策の推進

現況と課題

ごみの収集・処理については、本町では児玉郡市広域市町村圏組合（本庄市・美里町・神川町・上里町）により共同で実施しています。

近年、循環型社会形成推進基本法を柱に、それにあわせた廃棄物処理法の改正や、資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法など、分別処理やリサイクルに関する法体系が急速に整備されました。本地域でもこうした法制度に対応し、家庭ごみは、可燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみ・有害ごみ（乾電池・蛍光灯・体温計）に区分し、資源ごみはびん・かん・ペットボトルに分別収集しています。また、不燃ごみについては、処理困難物（タイヤ・バッテリー・消火器など）を除き、リクエスト収集方式（有料）または、自己搬入方式（無料）で収集しています。事業系ごみ（一般廃棄物）は、処理施設へ事業者が直接搬入し、10kgにつき130円の手数料を支払うことにより処理を行っています。処理は、本庄市にある小山川クリーンセンターで焼却、破碎等を行い、寄居町にある県の処分場にて処理するか、業者に依頼して処分を行っています。

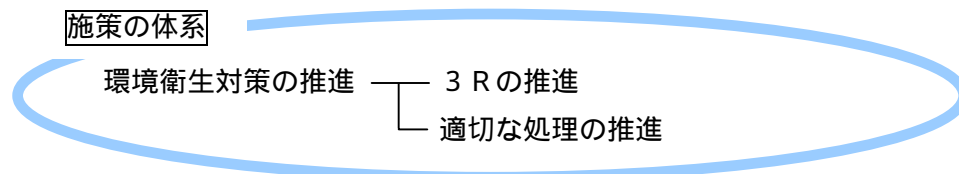
ごみの減量化・資源化に向けては、紙やびん、かん、ペットボトルなどの資源化などが地域で取り組まれるとともに、小山川クリーンセンターではリサイクル即売会が行われています。

ごみについては、減量化（リデュース）を啓発し、再利用（リユース）・再生利用（リサイクル）を積極的に進めるいわゆる3Rの推進が求められます。

また、し尿の処理については、児玉郡市広域市町村圏組合の利根グリーンセンターにおいて共同処理が行われています。下水道の整備に伴い、処理量は減少すると見込まれますが、今後も処理体制を維持していくことが求められます。

目標のイメージ

ごみの排出が徹底的に抑制（リデュース）され、再利用（リユース）・再生利用（リサイクル）される資源循環型のまちが形成されています。また、し尿が適切に処理されています。



目標指標

項目	目標基準値	平成23年度目標
ごみの1日排出量（1人当たり）	726 g （平成17年度実績）	701 g
資源化率	12.9% （平成17年度実績）	15.0%

主要施策

(1) 3 Rの推進

減量化（リデュース）の促進

家具や家電、建築物などの長期使用、使い捨て容器の使用削減、過剰包装の防止、買い物袋の持参など、ごみを出さない取り組みの実践を啓発します。

再利用（リユース）の促進

封筒、コピー用紙など、家庭・事業所・行政での再利用を促進するとともに、びん類など収集して再利用を行うものについてはその体制の強化を図ります。

また、小山川クリーンセンターでのリサイクル即売会をはじめ、各種のリサイクルバザーやフリーマーケットなど、不用品の交換活動の活性化を図ります。

再生利用（リサイクル）の促進

容器包装リサイクル法に基づき、資源ごみの適切な分別収集とリサイクルを図るとともに、家電リサイクル法に基づき、リサイクルを推進する家電業者・小売業者・消費者それぞれの役割を周知します。また、紙やびん、かん、ペットボトルなどの資源化や、生ゴミや落ち葉等の堆肥化、焼却灰のセメント原料化など、リサイクルできる品目の拡大に努めるとともに、一般廃棄物のエネルギーとしての利用に向けて研究を進めます。

3 Rの推進体制づくり

ごみに関する広報活動の充実、学校教育・生涯学習での環境学習の推進、ボランティア活動の促進などにより、3 R運動の先頭に立つ人材の育成に努め、住民と行政が協力しながら、まちぐるみで3 R運動を展開していきます。

(2) 適切な処理の推進

ごみ収集体制の強化

ごみ排出量の動向をみながら、収集体制や料金体系などを随時見直していきます。

ごみ処理施設の適切な維持管理

児玉郡市広域市町村圏組合のごみ処理施設の適切な維持管理に努めます。

産業廃棄物の適正処理の促進

産業廃棄物の適正な処理について、関係機関に対して適正な処理施設設置を働きかけると同時に、事業者による適正処分を促進します。

し尿収集・処理体制の維持・充実

下水道の普及を図るとともに、し尿の適切な収集・処理体制の維持・充実に努めます。

4 快適な住宅の整備促進

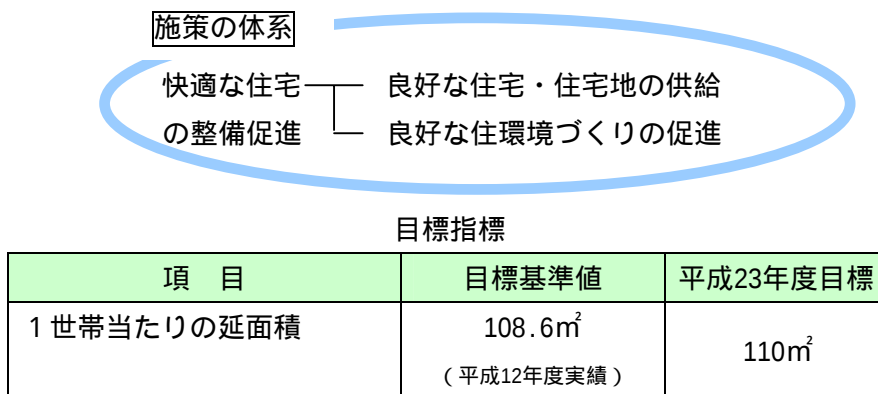
現況と課題

本町の住宅事情は、平成 12 年国勢調査によると、一般世帯数 9,518 世帯のうち、持ち家は 7,393 世帯と全体の 77.7%を占め、次いで民間借家が 1,543 世帯、公営等の借家 131 世帯、給与住宅 121 世帯、間借り 94 世帯などとなっています。町営住宅は平成 17 年現在で 90 戸です。平成 12 年国勢調査による 1 世帯当たりの延面積は 108.6 m²で、県平均の 83.6 m²や、全国平均の 91.3 m²を上回っており、住環境は良好といえますが、民間・公共ともに、老朽住宅の耐震化や、高齢者等の入居に配慮したバリアフリー化、宅地内緑化、環境にやさしい住宅づくりなど、住宅の質的な向上に努めていく必要があります。

また、住宅は、人口定住の基本であり、各種都市計画上の手法も活用しながら、良好な住宅地の供給を今後も誘導していく必要があります。

目標のイメージ

暮らしの基本となる良好な住環境が整備されています。



主要施策

(1) 良好な住宅・住宅地の供給

住宅・住宅地開発の誘導

住宅需要の拡大に対応し、快適な居住環境の形成を計画的に進めるため、土地区画整理事業など都市計画の推進、開発行為に対する適切な指導、住居系用途地域の拡大の検討などにより、良好な住宅開発を促進し、定住人口の増加に努めます。また、近隣市町との調整を図りつつ、市街化調整区域の設定を目指します。

良好な賃貸住宅の確保

公営住宅の維持・確保に努めるとともに、民間による良好な賃貸住宅の供給を促進します。

住宅取得の促進

住宅取得希望者が円滑に住宅を取得できるよう、関係機関と連携し、住宅に関する身近な相談が受けられる体制づくりに努めるとともに、国・県等の各種支援制度の周知を図ります。

(2) 良好な住環境づくりの促進

災害に強い住宅づくりの促進

耐震診断や耐震改修、災害に強い材質・構造の普及・啓発、狭隘な道路の解消による延焼防止帯の確保など、災害に強い住宅づくりを促進します。

環境にやさしい住宅づくりの促進

太陽光発電、住宅の断熱構造化、省エネ設備の配備、敷地内緑化など、環境にやさしい住宅づくりを促進します。

高齢者や障害者にやさしい住宅づくりの促進

既存の住宅のバリアフリー化を促進するとともに、新たに整備される住宅へのユニバーサルデザインの普及を図ります。また、コレクティブハウスなど、高齢者や障害者の多様な共同生活施設の設置を促進していきます。

コレクティブハウス：個人の住居スペースの他に共用生活スペースが設けられた集合住宅。複数の家族が共同の台所等を使い、家事などを分担し、助け合う。

5 公園・緑地の整備

現況と課題

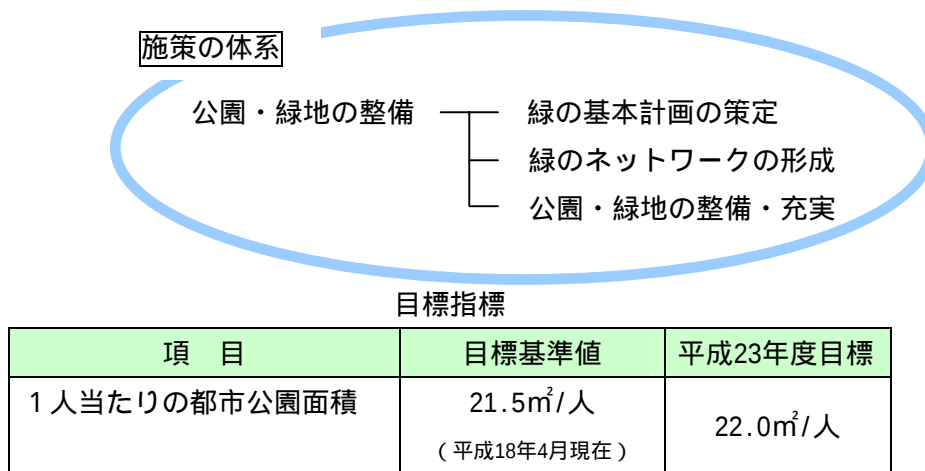
公園や緑地は、住民の健康づくりや、憩い、交流の場であり、また、災害時の避難場所や防災空間としても重要な機能を担っています。

平成 17 年現在、都市公園は、運動公園として烏川・神流川総合運動公園（66.5ha）が、近隣公園として長久保公園（1.2ha）が、街区公園として七本木公園（0.4ha）と田通公園（0.17ha）が整備されており、整備面積は 68.3ha です。人口 1 人あたりの都市公園面積は、約 21.5m²/人と、県平均 6.03m²/人や国平均 8.9m²/人（資料：埼玉県公園課、平成 16 年 3 月 31 日現在）に比べると高い水準にあるものの、身近な公園となる街区公園等が少ないため、公園が十分に整備されているという状況ではありません。

今後は緑の基本計画を策定し、同計画に基づき、地区の偏在を解消しながら、住民ニーズに応じた公園・緑地の整備を図るとともに、各公園を拠点として、河川・水路や農地、街路樹などによる緑の帯を幾重にも形成し、いわゆる緑のネットワーク化を図っていくことが求められます。

目標のイメージ

公園・緑地が充実し、これを拠点に緑のネットワークが形成されています。



主要施策

(1) 緑の基本計画の策定

公園緑地の系統的な配置および体系的な整備の促進を図るため、緑の基本計画を策定します。

(2) 緑のネットワークの形成

堀の生け垣化や農地の保全、景観作物の栽培、工場・事業所の緑化、花いっぱい運動などを促進し、緑のネットワークの強化を図ります。

(3) 公園・緑地の整備・充実

公園・緑地の整備

烏川・神流川総合運動公園や街区公園など、公園・緑地の整備を計画的に進めます。整備にあたっては、住民ニーズの把握に努めるとともに、可能な限り、住民参画の公園づくりに努めます。

既存の公園・緑地の充実

芝や植栽の適正な管理、照明施設や障害者用トイレの設置など、既存の公園・緑地の充実に図るとともに、住民の協力を得ながら、適切な管理運営に努めます。



6 河川の整備

現況と課題

本町には、利根川水系の烏川、神流川、御陣場川、忍保川、窪川などの河川があり、また、農業用の用排水路などが町内一円にあります。

町では土地改良事業などにあわせ改修整備を進めてきました。また、台風や集中豪雨などの非常事態に備え、平常時から事前に調査を行い、危険箇所の除去や排水計画を進めるとともに、排水路の維持管理については住民と協働して地域単位で排水路と道路側溝の清掃が行われています。

一方、河川は、雨水や生活排水を下流や海へ放流するだけでなく、農業や生活の営みに活用されるとともに、生物の貴重な生育環境としての役割も担ってきました。

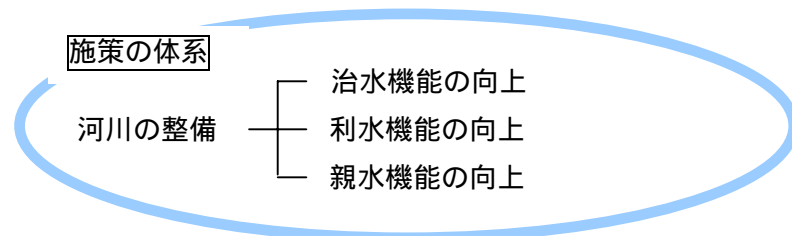
近年、河川は、治水、利水とともに、親水面の役割の重要性が高まっています。

そのため、改修などの治水事業や、多方面での水の利用を進めるとともに、ほたるの生息環境の創出など、水に親しむための取り組みも強化しています。

こうした取り組みを一層進め、水空間の治水性、利水性、親水性の向上を図っていくことが求められます。

目標のイメージ

ホタルが舞い、治水性や利水性、親水性に富んだ、みんなに愛される水環境が形成されています。



主要施策

(1) 治水機能の向上

水田・畑の保水力の維持・強化

水田や畑の遊水機能の維持に努めます。

河川・水路改修等の促進

治水機能の向上に向けて、河川・水路、遊水池などの整備・改修を促進します。

(2) 利水機能の向上

農業用水の有効な活用

国営埼玉北部農業水利事業により整備された、埼玉北部用水上里幹線の農業用水の有効な活用に努めるとともに、その他の用水路については住民の協力を得ながら、用排水路の維持・管理に努めます。

水質の保全

河川・水路の水質監視体制を強化し、汚濁源への改善を要請するとともに、維持・管理に努めます。

(3) 親水機能の向上

自然にやさしい整備手法の採用

改修などにあたっては、多自然型工法の採用、魚道の確保、ホタルなど水棲生物の成育環境の向上など、自然環境・景観への配慮に努めます。

親水空間の確保・充実

烏川・神流川総合運動公園の整備やビオトープの創造、遊歩道・サイクリングコースの整備など、親水空間の整備・充実を図ります。

意識啓発と活動の促進

学校教育や生涯学習で水環境に関する学習の推進に努めるとともに、住民の水環境愛護活動の活性化を図ります。

7 上水道の充実

現況と課題

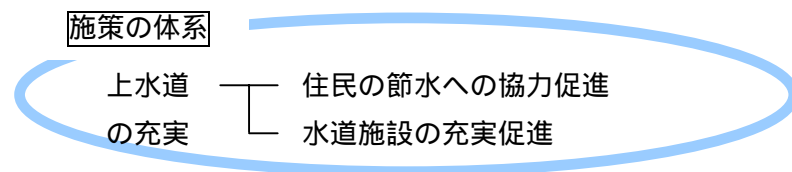
本町の上水道は、昭和 63 年から上里町統合簡易水道事業に着手し、平成 8 年に 14 組合すべての簡易水道が統合されました。今後の都市化による人口の増加・県水の受水等に合わせ、第 1 次拡張事業として第 2 浄水場が平成 9 年に着手し、平成 11 年に完成しました。水源は地下水のため、水質の悪化や地盤沈下、将来の枯渇が懸念されることから、平成 12 年度から県水（行田浄水場）の受水を開始しました。現在、施設の能力は 1 日最大給水量が 19,800 m³で、その内訳は自己水（5 カ所の深井戸）17,800 m³、埼玉県水道用水供給事業（県水）が 2,000 m³となっており安全な水を安定的に供給を行っています。

施設面では、安定供給を図るために、水道施設の機械、電気設備等の計画的な保全を実施しています。また、老朽管や民有地に埋設されている本管は、計画的に見直し、布設替えを行っています。

都市化の進行により、節水意識の啓発や老朽施設の計画的な保全、災害時の給水体制の確保、経営の効率化などを進めていく必要があります。

目標のイメージ

良質な水が安定して供給されています。



目標指標

項 目	目標基準値	平成23年度目標
老朽管残存率	6% (平成17年度実績)	3%

主要施策

(1) 住民の節水への協力促進

広報などにより、水資源の大切さ、節水意識の啓発を図ります。

(2) 水道施設の充実促進

施設・設備の計画的な整備促進

老朽施設の計画的な更新と、効率的な運用及び改良整備を促進します。

災害時の応急給水体制の充実の促進

水道施設の耐震化、給水タンク・応急復旧用資機材の整備、近隣市町との応援体制の強化

など、災害時の応急給水体制の充実を促進します。

水道経営の安定化の促進

公営企業の組織運営体制の強化や、業務の民間委託の促進、情報化の推進などに係る経営計画を策定し、水道経営の安定化を促進します。



8 下水道の充実

現況と課題

下水道は、家庭の台所や風呂場から出る雑排水、トイレの汚水や工場排水などを集め、処理場で微生物の作用などを利用して分解し、きれいな水にして川に放流するもので、公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽などの方式があります。

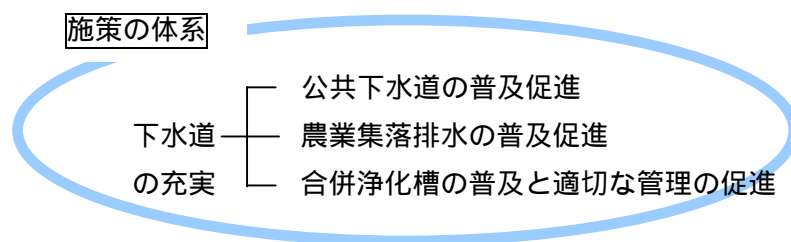
本町では、第3次上里町総合振興計画で下水道整備を基本構想のシンボル事業として位置づけ、「全町下水道化」を目指して事業を推進しています。平成6年度には公共下水道全体計画を策定し、計画区域面積を657haと定め、神保原駅周辺を中心に汚水計画98ha、雨水計画を27haが事業認可を受け、管渠施設を中心に事業が進められています。現在の下水道全体計画面積は、「埼玉県生活排水処理総合基本構想」にて、公共下水道と一体で処理することが望ましいとされた周辺の集落約353haを加えた、約1,010haの区域となっています。下水道整備手法は、流域関連公共下水道事業により行っています。農業集落排水については、平成10年度から事業に着手し、第7処理区の上郷・久保地区が平成16年度より供用開始されており、他の5地区についても引き続き推進していく計画です。これらの公共下水道や農業集落排水事業認可区域外では、合併処理浄化槽の整備を進めています。

本町の平成17年度末の生活排水処理人口普及率は、53.6%にまで達したものの、全国平均の79.4%（人口5万人未満の市町村の平均59.6%）と比較すると依然低い普及率です。

清らかな河川を次世代に引き継ぐとともに、快適な居住環境を確保するために、下水道事業の推進と水洗化の促進、施設の適正な維持管理の徹底が求められます。

目標のイメージ

生活排水が浄化され、清らかな河川と快適な居住環境が確保されています。



目標指標

項 目	目標基準値	平成23年度目標
生活排水処理人口	17,045人 (平成17年実績)	21,000人

主要施策

(1) 公共下水道の普及促進

認可区域の計画的な整備

認可区域全体の早期事業完了を目指し、今後も未整備区域の整備を図ります。

認可区域の拡大

現在の認可区域内の整備が概ね完了した段階で、未認可区域について、認可区域への昇格を図ります。

水洗化の促進

下水道の有効性の理解や貸付金・補助金制度の周知を図り、供用開始された地区の水洗化を促進します。

適正な処理の推進

処理場や汚水管の適切な維持・管理を図るとともに、汚泥の適正な処理に努めます。

公共下水道事業会計の安定化

使用料の適正化や、台帳等の情報化、施設管理の効率化・高度化などにより、公共下水道事業会計の安定化に努めます。

(2) 農業集落排水の普及促進

計画的な事業の推進

計画区域における事業の円滑な推進を図ります。

水洗化の促進

下水道の有効性の理解や貸付金・補助金制度の周知を図り、供用開始された地区の水洗化を促進します。

適正な処理の推進

処理場や汚水管の適切な維持・管理を図るとともに、汚泥の適正な処理に努めます。

農業集落排水事業会計の安定化

使用料の適正化や、台帳等の情報化、施設管理の効率化・高度化などにより、農業集落排水事業会計の安定化に努めます。

(3) 合併浄化槽の普及と適切な管理の促進

合併浄化槽の設置促進

合併処理浄化槽の設置を促進します。また、単独処理浄化槽設置世帯に対して、合併処理浄化槽への切り替えについて適切な指導に努めます。

適切な点検・保守の促進

県などと連携しながら、浄化槽の設置者に対し適切な点検・保守管理を徹底します。

9 消防・防災体制の強化

(1) 防災

現況と課題

災害は、平穏な日常生活のなかでは、想像しにくいものですが、一度起こると人々に甚大な被害をもたらし、人命が失われたり、生活機能がまひし、復旧に時間と経済的負担を要します。

本町は、古来から神流川、烏川の氾濫によりたびたび水害に苦しめられてきたため、明治・大正・昭和にかけて護岸工事を進めてきましたが、最近でも平成14年7月の台風6号で御陣場川が増水し、床上1戸、床下23戸の浸水被害がありました。

地震では、古くは大正12年の関東大震災や震度5を観測した昭和6年の西埼玉地震の履歴があります。

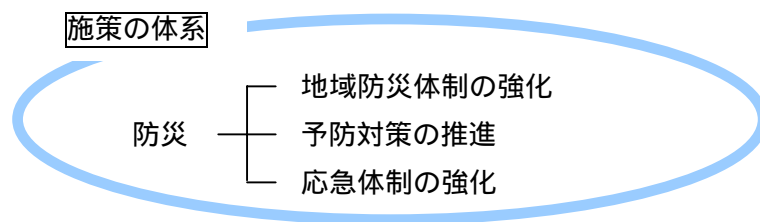
災害への備えとして、本町では、平成16年3月に上里町地域防災計画の見直しを行うとともに、避難場所や備蓄食料の保管場所の確保や防災行政無線の設置、児玉郡内の各市町との相互応援協定の締結、地域内の企業との災害協定の締結などを行っています。

近年、わが国では、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震、東海豪雨、新潟豪雨など、災害が多発しています。

風水害や地震などの災害では、初動期の消防団活動や、地域住民による避難救助活動が重要であり、特に、災害時要援護者の救出体制の確保が欠かせません。そのため、地域ぐるみでの防災意識の高揚や自主防災体制の強化を図り、あらゆる災害を想定した予防対策事業や、応急体制づくりを進めていく必要があります。

目標のイメージ

地域ぐるみでのあらゆる災害に対する予防体制と応急体制が整っています。



目標指標

項 目	目標基準値	平成23年度目標
防災備品の準備（懐中電灯、救急箱、非常持ち出し袋など）をしている家庭の割合	7.6% （平成17年上里町まちづくりアンケート調査）	10%
町の備蓄食糧の量	7,316食 （平成17年度実績）	10,000食

主要施策

(1) 地域防災体制の強化

地域防災計画の実効性の確保

住民・事業者に対し、地域防災計画や水防計画の周知・徹底を図るとともに、防災訓練などにより計画の実効性を点検し、適宜見直しを進めます。

広報・啓発の充実

広報紙やパンフレットの配布、各種講習会の開催等を通じて、住民の防災意識の高揚と防災知識の普及に努めます。

自主防災組織の育成

地域における初動体制の強化を図るため、地区や事業所での自主防災組織などの育成に努めます。

防災訓練の充実

全町あがての防災訓練を毎年実施し、防災意識の高揚と防災知識の普及に努めます。また、事業所での防災訓練の励行を図ります。

災害時要援護者対策の強化

ひとり暮らしの高齢者や障害者など災害時要援護者の防災対策については、日常から消防機関や自主防災組織内の協力を得て、災害時要援護者の把握に努めるとともに、きめ細かい救助・避難方法や被災時の生活の確保を図ります。

(2) 予防対策の推進

地震に強いまちづくりの推進

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震を教訓に、公共・公益建物やライフライン施設、通信設備の耐震性の向上、防災道路・公園等の整備による防災空間の確保、住宅や学校の耐震診断・耐震改修の促進、ブロック塀の生け垣化の促進など、地震に強いまちづくりを進めます。

風水害に強いまちづくりの推進

自然環境との調和に配慮しながら、河川・用排水路・遊水池等の改修、下水道整備など、浸水・冠水防止対策を進めます。

(3) 応急体制の強化

情報収集・提供体制の整備

防災行政無線の充実や職員の情報機器操作技術の習熟などにより、災害情報の伝達、被害状況の把握、速やかな避難・救助の指示・勧告、被災地域への応援要請など、災害時の情報収集・提供体制の強化を図ります。

防災資器材の整備・充実

食糧、生活必需品、医療品、仮設トイレ、応急給水資機材等の備蓄に努めます。

被災時医療体制の充実

災害時の医療体制について、日常からの応急体制の連携に努めるとともに、応急手当、救急救命法など、災害時の応急処置手法の啓発を図ります。

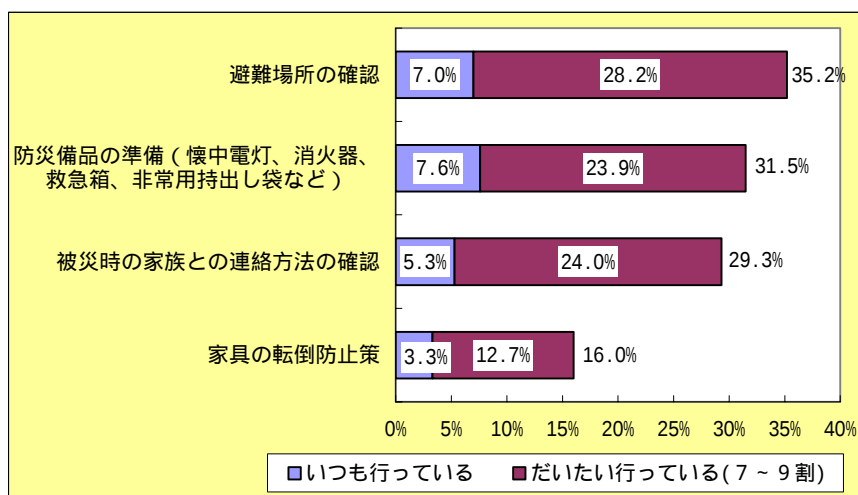
応援受け入れ体制の整備・充実

国や県、近隣市町、自衛隊、ボランティアなどの応援の受け入れ体制の整備を進めるとともに、遠方の自治体との相互応援協定の締結を図ります。

突発災害対策の推進

有毒・有害物質の漏えいなど、本町が経験したことのない突発的な災害・重大事故に対して、警察機関、国・県などと連携し、応急体制の整備に努めます。

住民の災害への備えの状況



資料：平成17年上里町まちづくりアンケート調査

(2) 消防・救急

現況と課題

本町の消防・救急は、児玉郡市広域消防本部消防署上里分署における常備消防と消防団による非常備消防および行政区単位の自主防災組織が活動しています。

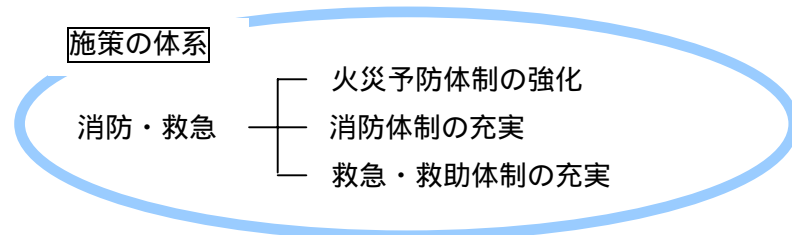
上里分署には、水槽付ポンプ車とタンク車、救急車、連絡車が各1台配備され、23名体制で業務にあたっています。消防団は、平成16年4月1日現在で4分団、110人体制となっています。

この10年間の本町の1年間の火災発生件数は概ね20件前後で年によって差があり、一方、救急出動件数は平成10年の645件から平成17年の1,057件へと増加傾向となっています。

今後は、消防については、常に住民や事業者の防火意識の高揚に努め、火災を未然に防止するとともに、危険物施設の増加や建物の高層化、大規模化などに対応する消防体制の充実を図ることが求められます。救急については、多発する交通事故や、複雑多様化する疾病、労働災害などの発生に伴う出動要請に迅速に対応し、救命率の向上を図ることが要求されています。

目標のイメージ

日常の努力に裏付けられた、住民から信頼される消防救急体制が確立しています。



目標指標

項 目	目標基準値	平成23年度目標
消火栓設置数	80力所 (平成17年実績)	90力所
防火水槽設置数	204力所 (平成17年実績)	210力所

主要施策

(1) 火災予防体制の強化

広報・啓発の充実

防火訓練や広報活動、消防職員と地域住民との交流活動などを通じて、住民の防火意識の高揚を図ります。

自衛消防組織の指導強化

地域や事業所単位での火災予防の強化を図るため、行政区や企業の自主防災組織など、自衛消防組織の指導強化を図ります。

防火指導の強化

建築確認時における防火指導や、危険物施設等の管理指導などの強化・徹底を図ります。

(2) 消防体制の充実

消防組織の充実

消防職員の計画的配置と消防団員の確保に努めるとともに、必要な知識・技能の習得・訓練や講習などを実施します。

施設・設備の充実

消防署や消防車庫などの拠点施設の充実に努めます。

消防水利の充実

防火水槽、消火栓などの消防水利の整備を計画的に進めるとともに、既存施設の管理の徹底を図ります。

(3) 救急・救助体制の充実

救急救命の啓発・教育の推進

応急手当の講座などを開催し、救急・救命に関する普及を推進します。

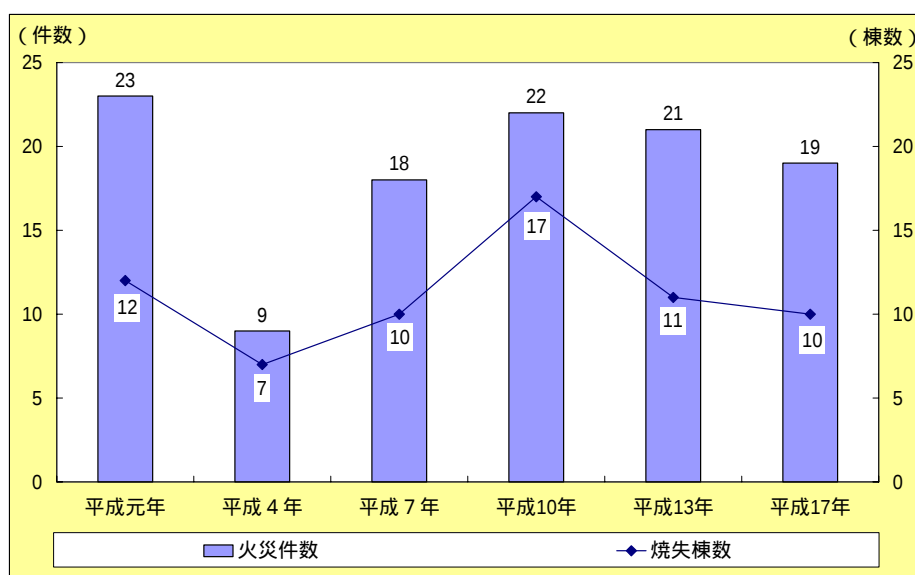
救急・救助体制の充実

救急救命士の育成や、高規格救急自動車の導入、救助資機材の拡充など、救急・救助体制の充実に努めます。

救急医療機関との連携強化

救急医療機関と連携を密にし、救急の受け入れ強化を促進します。

上里町の火災発生件数と焼失棟数の推移



資料：消防統計（各年12月31日現在）

10 防犯・交通安全の強化

(1) 防犯

現況と課題

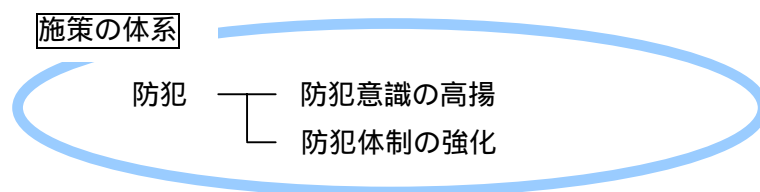
都市化の進行により、地域における人間関係の希薄化が進むとともに、社会的ストレスや将来に対する不安感の増大など、犯罪発生要因は増え続けているといえます。また、犯罪の低年齢化や複雑化、ハイテク化が進行しています。

本町は、本庄警察署管内に属しており、神保原駅北口にある上里交番が安全な地域社会を確保する拠点としての役割を担っています。また、町では、警察官OBを「安心安全まちづくり推進委員」として雇用し、町内パトロールを実施するとともに、防犯協会等の協力を得ながら、防犯意識の啓発を行うとともに、防犯灯の設置や、警察等の協力による防犯診断の実施などを進めてきました。

今後も、警察をはじめ、関係諸団体、家庭、学校、地域等と緊密な連絡体制を築き、多様化する犯罪の防止に努め、地域ぐるみの防犯体制を強化していくことが求められます。

目標のイメージ

地域ぐるみの防犯体制により、犯罪の少ない明るいまちが実現しています。



目標指標

項 目	目標基準値	平成23年度目標
人口1,000人当たりの刑法犯認知件数	19.1件 (平成17年実績)	17.0件以下
町の防犯に対するまちづくりの満足度	19.3% (平成17年上里町まちづくりアンケート調査)	35%

主要施策

(1) 防犯意識の高揚

地域ぐるみの防犯体制の確立を目指し、行政区や事業所などの活動の中で、防犯意識の高揚を図ります。

(2) 防犯体制の強化

警察力の強化の要請

住民の安全を確保するため、パトロールの強化や神保原駅南側地区への新たな交番の設置などを関係機関に要請します。

防犯施設の整備

地域の必要性に応じて、防犯施設の整備充実を図るとともに、適切な管理を推進します。

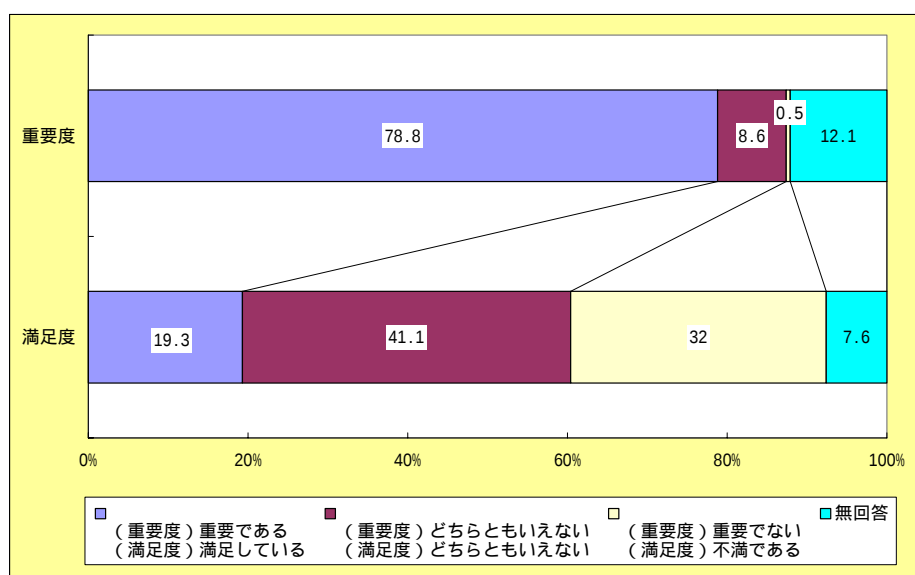
子どもを守る地域づくりの推進

子どもを狙った犯罪が社会問題化するなか、学校や家庭、地域、警察などが連携しながら、安全パトロールの強化や、万一の場合の対処法の明確化など、地域ぐるみの安全対策を推進します。

青少年の非行等の防止

家庭・地域・学校・警察など、関係機関との連携により、青少年の犯罪や非行の防止などに努めます。

町の防犯に対するまちづくりの満足度



資料：平成 17 年上里町まちづくりアンケート調査

(2) 交通安全

現況と課題

車社会といわれる現代、自動車保有台数や運転免許所持者の増加、通過交通量の増大、高齢化の進展などにより交通安全対策の重要性は日々高まっています。

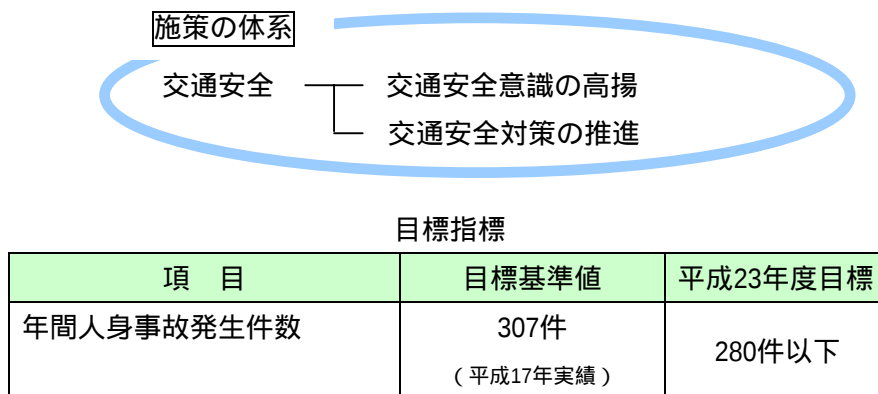
最近10年間の町内の人身事故件数は年間200～300件で、長期的には増加傾向にあります。また、平成17年度の人口1万人あたりの発生件数は94件で、県平均の76件を上回っており、県内市町村では7番目に多くなっています。

町では、交通指導員、警察官などの協力のもと、子どもたちや高齢者を中心に交通安全教室などで啓発活動を行うとともに、交通安全施設の整備や、イベント期間中などについての警察への適正な交通規制の要望などを行ってきました。

今後もこうした取り組みを強化していくことが求められます。

目標のイメージ

地域ぐるみで交通事故防止に取り組み、事故の少ない安全なまちが実現しています。



主要施策

(1) 交通安全意識の高揚

交通安全教育・広報の推進

幼児・高齢者・若者などを対象に参加・体験型教育を実施するなど、学校や職場、地域など様々な場での交通安全教育・広報の推進を図ります。

交通安全指導の推進

交通安全団体等との連携を図りながら街頭指導を推進します。

(2) 交通安全対策の推進

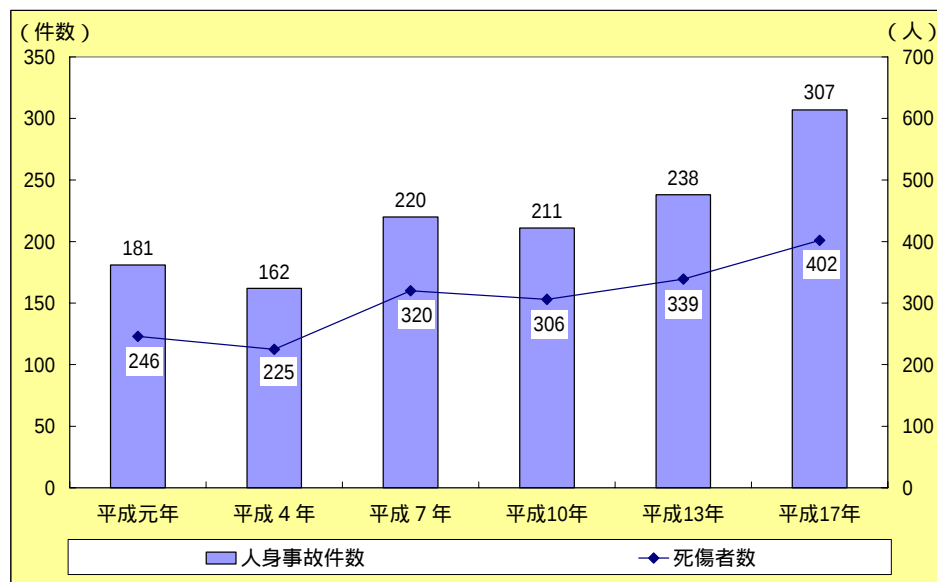
安全な歩行空間の確保

歩道をはじめとする道路環境の整備を推進するとともに、ガードレール、カーブミラーなど、危険箇所に対する交通安全施設の整備を図ります。

安全運転に向けた環境の整備

積極的に道路診断を実施しながら、わかりやすく効果的な視線誘導標や路面表示の設置、危険な交差点の改良など、安全に運転できる環境整備に努めます。

上里町の人身事故件数と死傷者数の推移



資料：埼玉県警察本部交通事故統計（各年 12 月 31 日現在）

(3) 消費生活

現況と課題

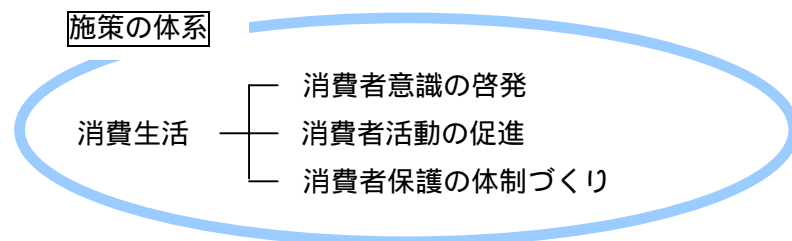
近年の消費者を取りまく環境は、新製品・新サービスの増加、外国製品の輸入増加、通信販売・訪問販売などの拡大、クレジットカードの浸透やインターネット販売の増加、消費者金融の普及など、大きく変化し、製造物責任（ＰＬ）法、消費者契約法など、消費者を保護することを目的とした法体系の整備が進められています。

町では、こうした状況を受けて、広報などを通して注意を喚起するとともに、役場にて週１回消費生活相談員による消費生活相談を実施し、訪問販売等の苦情相談を実施しています。また、研修などにより消費生活相談員の資質の向上に努めています。

振り込め詐欺や、インターネットによる消費者被害、認知症高齢者の消費者被害などが社会問題化しており、特に、社会経験の乏しい若者や、情報弱者となる高齢者など、被害を受けやすい層に対する消費知識の普及や意識啓発に力を入れるとともに、被害者保護の体制づくりを行っていくことが求められます。また、大量消費・大量廃棄の消費生活が蔓延する中、環境にやさしい消費生活の勧奨も求められます。

目標のイメージ

住民一人ひとりが消費生活に正確な知識を持ち、安心して消費活動を行っています。



主要施策

(1) 消費者意識の啓発

消費者被害の情報提供の充実

商品の安全性や様々な消費者トラブルなどについて、具体的な被害事例や予防策などの情報提供に努めます。

消費問題の広報・啓発の充実

広報紙やパンフレット、学校教育や生涯学習、「消費者月間」等の機会を利用し、消費生活や地球環境問題などについて意識啓発を図ります。

(2) 消費者活動の促進

消費者グループの育成

各種消費者グループの育成を図り、食品の安全性に関する知識の普及やリサイクル活動の

活性化、消費者被害の防止などに努めます。

計量意識の普及

計量検査への協力を促進し、計量意識の啓発と消費者利益の保護に努めるとともに、監視・指導の強化を図ります。

(3) 消費者保護の体制づくり

埼玉県消費生活支援センターや町の消費生活相談員などと連携しながら、相談・情報提供を充実します。